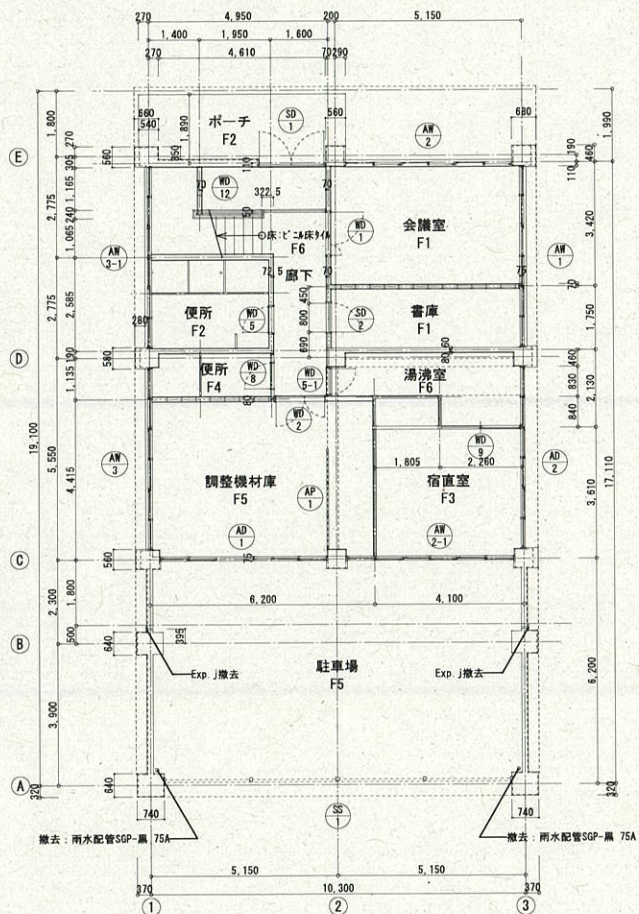


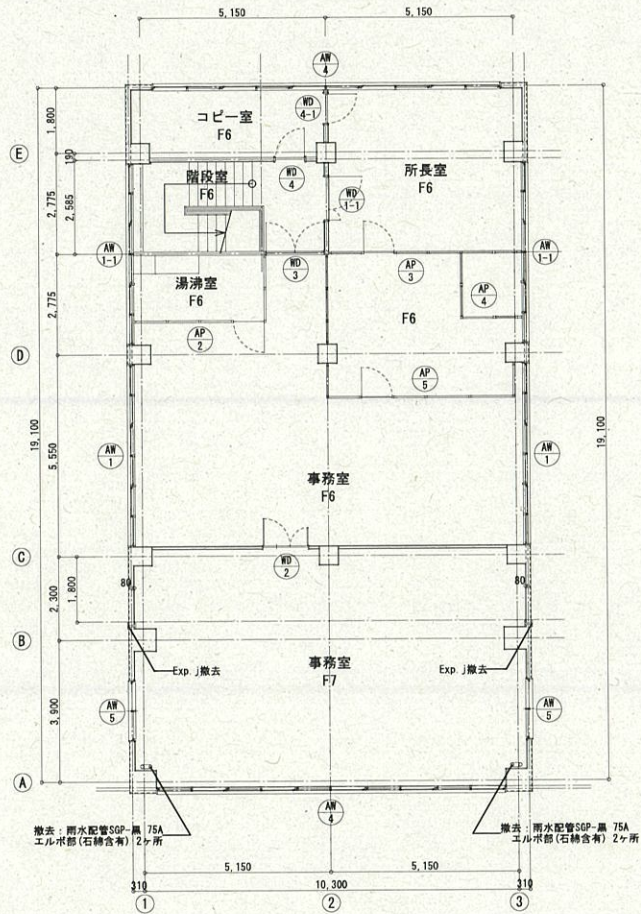
※別添仕様書は、仕様内容の主な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、別途配布している入札説明書等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

入札説明書等は電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp>) から入手可能です。

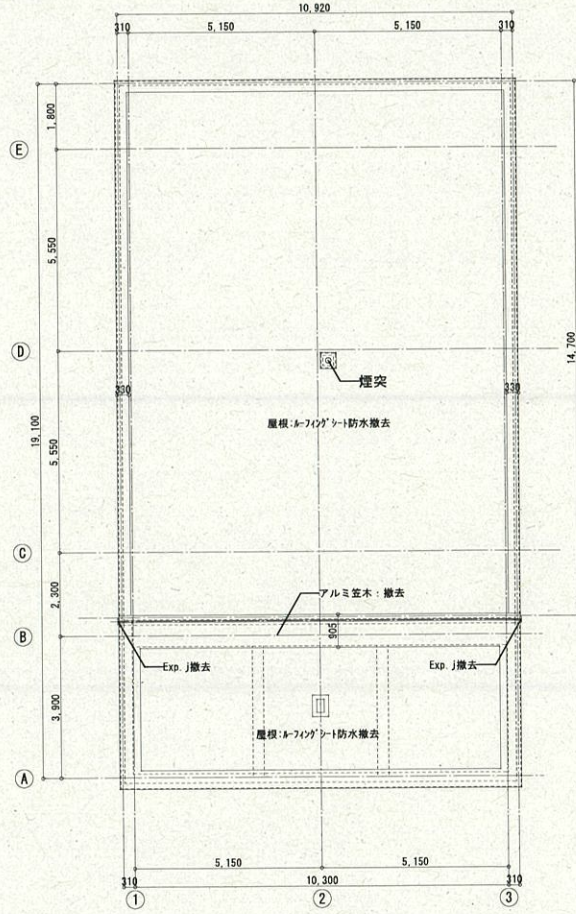
木曽川水系土地改良調査管理事務所宮川支所庁舎解体撤去その他工事(Ⅱ期) 特記仕様書							1章 般 共 通 事 —	⑦ 施工条件 (1.3.5)	仮設備関係 (1.3.5) ・(監督職員と打合せによる) 建設副産物関係 ・(監督職員と打合せによる)	4章 建設 廃 棄 物 の 処 理	1 再資源化等	その他の廃棄物(安定型処分場) (4.4.1) <table><tr><th>品 名</th><th>受入施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 注)上記については、処理施設を指定するものではない。	品 名	受入施設名	所在地													5章 廃 棄 物 等 の 処 理 産 業	5 特殊な建設副産物の回収及び処分	・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液 電解液、プラスチック類、鉛あるいはカドミウム、その他に分ける。電解液は中和処理し、その他の材料は再資源化が可能なものは再資源化する。											
品 名	受入施設名	所在地																																							
I. 工事概要 1.工事場所 三重県伊勢市勢田町字岩崎628番 6 2.工事種目							8 施工中の安全確保	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任 (1.3.7) 労働安全衛生法施行令第6条第15号の2の作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し配置すること。 (1.3.10) ・引渡しを要するもの (下表による) ・場外搬出適切処分(再資源化等については4及び5章による) <table><tr><th>品 名</th><th>集積場所</th></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table> ※撤去部にアスベスト、鉛等の有害物質を含む材料が使用されている場合は、監督員と協議する。 (1.2.3) ※着工前、工事中、完了時、カラー、サービス版、枚数は適宜2部をA4版に貼付け提出する。	品 名	集積場所					2 産業廃棄物 広報認定制度 (4.4.2) ・廃棄物処理法による産業廃棄物の広域的処理に係る特例に り建設廃棄物を処理する。 <table><tr><th>対象産業廃棄物</th><th>認定をうけた者</th></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 注)上記については、処理施設を指定するものではない。	対象産業廃棄物	認定をうけた者									6 フロン類の回収及び処分 (5.5.2) 7 ハロン回収及び処分 (5.5.2)															
品 名	集積場所																																								
対象産業廃棄物	認定をうけた者																																								
番号 名称 工事種別 構造 機又は箇所 数量 単位 備考							⑩ 工事写真	※着工前、工事中、完了時、カラー、サービス版、枚数は適宜2部をA4版に貼付け提出する。	3 再資源化完了 報告書等 (4.4.3) ・特定建設資材廃棄物の再資源化が完了した時は、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)」(平成14年5月30日国営計第25号)による再生資源利用促進計画書(実施書)を監督職員に提出する。	① 施工調査 (6.1.3) 石綿の使用状況の調査は、貸与する調査書のとおり調査済みであるが、調査書を精査の上、調査が必要と判断した場合は監督職員に申し出ること。 石綿の使用状況の調査は、石綿作業士仕育、石綿に関する特別教育受講者、アスベスト診断士(社団法人 日本石綿協会認定)により、下記事項について行う ①アスベスト含有吹付け材 アスベスト含有吹付け材の種類と含有率、施工部位、使用時期、商品名 ②アスベスト含有保温材等 アスベスト含有保温材の種類と含有率、施工部位、使用時期、商品名 ③アスベスト含有成形板 アスベスト含有成型板材の種類と含有率、施工部位、使用時期、商品名																															
3.指定部分 無・有 (工期:令和 年 月 日)							2章 仮 設 工 事	① 騒音・粉塵等の対策 (2.2.1) ・防音パネル ・防音シート ・ () ・防音パネル等を取付ける足場等の設置範囲(外壁から1m離れた部分) 高さ (m)	・防音パネル ・防音シート ・ () ・防音パネル等を取付ける足場等の設置範囲(外壁から1m離れた部分) 高さ (m)	5章 特別 管理 産 業 廃 棄 物 等 の 処 理	③ 再資源化完了 報告書等 (4.4.3) ・特定建設資材廃棄物の再資源化が完了した時は、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)」(平成14年5月30日国営計第25号)による再生資源利用促進計画書(実施書)を監督職員に提出する。	② 分析によるアスベストの含有の調査 (6.1.3) ③ アスベスト粉じん濃度測定 (6.1.4) 処理作業前、処理作業中、処理作業後(シート養生中)、処理作業後(シート撤去後1週間以内) 測定場所(作業場内、作業場外部の付近、負圧・除じん排出ふき出し口) 測定点数 4 点 アスベスト含有建材の除去等については工事の記録に次の施工記録を請負者が整備し、監督員に提出する。 施工計画書、工事記録及び工事写真、産業廃棄物処理記録、施工調査等記録、作業者の作業記録、その他必要事項。 アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙、飲食の禁止、アスベスト除去作業中の表示を行う。																													
4.工 期 本工事のしゅん工期日は 令和5年8月31日とする。								② 監督職員事務所 (2.3.1) ※設けない 設ける ()	・設けない 設ける ()		④ 施工の記録 (6.2.4) ・特定粉じん排出作業の届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等のお知らせ看板を見やすい箇所に掲示すること。																														
II. 工事仕様 1.共通仕様 (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書」(平成18年度版)(以下、「解体共仕」という。)による。 2.特記仕様 (1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と※印のついた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。								③ 工事用水・電力 (2.3.1) 構内既存の施設 利用できる(有償・無償) ・利用できない	構内既存の施設 利用できる(有償・無償) ・利用できない		⑤ 表示及び掲示 (6.2.4) ・特定粉じん排出作業の届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等のお知らせ看板を見やすい箇所に掲示すること。																														
4.工 期 本工事のしゅん工期日は 令和5年8月31日とする。								④ 交通誘導員 (2.3.1) 配置する (1) 人 ・ 日	配置する (1) 人 ・ 日		⑥ 特定粉じん排出等作業の掲示板 (6.3.2) ⑦ アスベスト含有吹き付け材の除去工法 (6.3.2) ⑧ 除去物及び汚染物等の処理 (6.4.2) ⑨ アスベスト含有保温材等の除去工法 (6.4.2) ⑩ 除去物及び汚染物等の除去工法 (6.4.2) ⑪ 除去したアスベスト等の処分 (6.5.2) ⑫ アスベスト含有成形板の除去工法 (6.5.2) ⑬ アスベスト含有成形板の処分 (6.5.2)																														
章	項 目	特 記 事 項					3章 解 体 施 工	① 使用機械 (3.8.2) ※ 本工事で使用する機械は低振動型、低騒音型とする。	・RC杭 ・ PC杭 ・ 鋼管杭 杭の径 (図示)	5章 特別 管理 産 業 廃 棄 物 等 の 処 理 等	① 特別管理産業廃棄物の処理計画 (5.1.3) ・特別管理産業廃棄物(廃石綿等) ・調査項目(以下による) 収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件、受入条件 特別管理産業廃棄物等の分析調査 ・ 有 ・ (無) ・特殊な建設副産物 () ・調査項目(以下による) ・ 設備機器調査項目(以下による) 特別管理産業廃棄物等の名称、機器名、製造所名、製造年、型式等 ・建築資材調査項目(以下による) 特別管理産業廃棄物等の名称、製造所名、表示マーク等	① 一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIO)が運営する工事実績情報システム、コリンズ(CORINS)への登録を行う。 技術者の十字期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。																													
1章 一般 共通 事項	① 適用基準等	・建築工事標準詳細図(平成28年度版) ・公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版) ・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版) ・工事写真の撮り方(改訂版)建築編 ・工事写真の撮り方設備工事編 (以上 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)						② 杭の解体 (3.10.1) 杭の種類 RC杭 ・ PC杭 ・ 鋼管杭 杭の径 (図示) 杭頭出し 32 本 注)解体した庁舎跡地すべてに杭がないか杭頭出しを行い、新たに杭頭が出てきた場合は監督職員に報告するとともに協議を行い、指示があってから杭頭の処理を行うものとする。 ・残置する(記録を図面整備し監督職員に提出する)	・敷地内樹木 ・ 図示の範囲 ・ 伐採 ・抜根 ・ 移植 ※ 図示		② 特別管理産業廃棄物等の分析調査 (5.4.4) ・分析調査を行う (1972年以前に施工されたポリサルファイド系シーリング) 第一次判定のためのサンプル採取は、日本シーリング工業会の採取マニュアルによる。	7章 環 境 負 荷 低 減 に 向 け た 取 組																													
	② 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、開発官公署その他の関係機関への必要な手続等を遅滞なく行う。 (建築物解体工事共通仕様書解説 表1.2解体工事施工者が行う主な許可申請及び届出)による。						③ 杭の解体工法 (3.8.2) ・引抜き工法 ・破碎工法	・カドミウム混入石膏ボード 表示マーク「吉野石膏OY」 ロット番号 0373~0497 小名浜吉野石膏(株)いわき工場、昭和48年3月~平成9年4月に製造されたもの。 ・カドミウム混入石膏ボード 表示マーク 日東石膏ボード株式会社 ロット番号A4Y410~A9430 日東石膏ボード(株)八戸工場、平成4年10月~平成9年4月に製造されたもの。 ひ素・カドミウム混入石膏ボードは製造業者に処分を依頼する。 製造業者による処分が困難な場合は、関係法令等に従い管理型処分場で処分する。		③ 廃油 (5.4.5) ・油タンク等を解体・撤去する前にタンク内部に残留している油及びスラッジを完全に抜き取り、油タンクはアルカリ洗浄水を塗布のうえ、ブラッシングで油分をとり水洗いする。																														
	③ 工事実績情報の登録	※要(提出先:(財)日本建設情報総合センター) ・ 不要 (1.1.4)						④ (構内舗装等)樹木等の伐採抜根及び移植 (3.9.1) ・敷地内樹木 ・ 図示の範囲 ・ 伐採 ・抜根 ・ 移植 ※ 図示	④ 再資源化等 (4.4.1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物再資源化を図るもの <table><tr><th>品名</th><th>受入施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>・コンクリート</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・アスファルト</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・廃棄プラスチック類</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・ガラス・陶磁器くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・木くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・繊維くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・廃石膏くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・建設混合廃棄物</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・</td><td> </td><td> </td></tr></table> 注)上記については、処理施設を指定するものではない。		品名		受入施設名	所在地	・コンクリート			・アスファルト			・廃棄プラスチック類			・ガラス・陶磁器くず			・木くず			・繊維くず			・廃石膏くず			・建設混合廃棄物			・		
品名	受入施設名	所在地																																							
・コンクリート																																									
・アスファルト																																									
・廃棄プラスチック類																																									
・ガラス・陶磁器くず																																									
・木くず																																									
・繊維くず																																									
・廃石膏くず																																									
・建設混合廃棄物																																									
・																																									
・																																									
④ 関係法令等の遵守	※工事の施工に当り、適用を受ける関係法令を遵守し、工事の円滑を振興を図る。 (1.1.13)					⑤ その他 (3.11.1) 設計GL ※ 図示 ※ 解体撤去後の埋戻しは(購入土 ・ 再生クラッシュラン・山砂・現場発生土)を用いて埋戻し高さは監督職員と打合せによる	⑤ 特殊な建設副産物の回収及び処分 (5.5.1) ・PCBを含む機器類 PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所保管し調査を作成して、監督職員に引渡す。	8章 環 境 負 荷 低 減 に 向 け た 取 組																																	
⑤ 建設副産物対策等の責任者	・建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。(1.3.2) ・特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 ・産業廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。					⑥ 地下埋設物・埋設配管等 (3.10.1) ・地下埋設物の解体(建物及び工造物基礎、受水槽、浄化槽ほか) ・地下埋設配管等の解体(給水、排水、ガス、電気ほか)	⑤ 特殊な建設副産物の回収及び処分 (5.5.1) ・PCBを含む機器類 PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所保管し調査を作成して、監督職員に引渡す。																																		
⑥ 電気保安技術者	※適用する 適用しない (1.3.3)					⑦ 杭の解体工法 (3.8.2) ・引抜き工法 ・破碎工法	⑤ 特殊な建設副産物の回収及び処分 (5.5.1) ・PCBを含む機器類 PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所保管し調査を作成して、監督職員に引渡す。																																		
⑦ 施工条件	(1.3.5) 工程関係 ・(監督職員と打合せによる) 用地関係 ・(監督職員と打合せによる) 公害関係 ・(監督職員と打合せによる) 安全対策関係 ・(監督職員と打合せによる) 工事用道路関係 ・(監督職員と打合せによる)					4章 建設 廃 棄 物 の 処 理	① 再資源化等 (4.4.1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物再資源化を図るもの <table><tr><th>品名</th><th>受入施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>・コンクリート</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・アスファルト</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・廃棄プラスチック類</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・ガラス・陶磁器くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・木くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・繊維くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・廃石膏くず</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・建設混合廃棄物</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>・</td><td> </td><td> </td></tr></table> 注)上記については、処理施設を指定するものではない。	品名	受入施設名	所在地	・コンクリート			・アスファルト			・廃棄プラスチック類			・ガラス・陶磁器くず			・木くず			・繊維くず			・廃石膏くず			・建設混合廃棄物			・			・			⑤ 特殊な建設副産物の回収及び処分 (5.5.1) ・PCBを含む機器類 PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所保管し調査を作成して、監督職員に引渡す。
品名	受入施設名	所在地																																							
・コンクリート																																									
・アスファルト																																									
・廃棄プラスチック類																																									
・ガラス・陶磁器くず																																									
・木くず																																									
・繊維くず																																									
・廃石膏くず																																									
・建設混合廃棄物																																									
・																																									
・																																									
木曽川水系土地改良調査管理事務所宮川支所庁舎解体撤去その他工事(Ⅱ期) 解体工事特記仕様書 農林水産省東海農政局会計課																																									



庁舎① 1階平面図



庁舎① 2階平面図

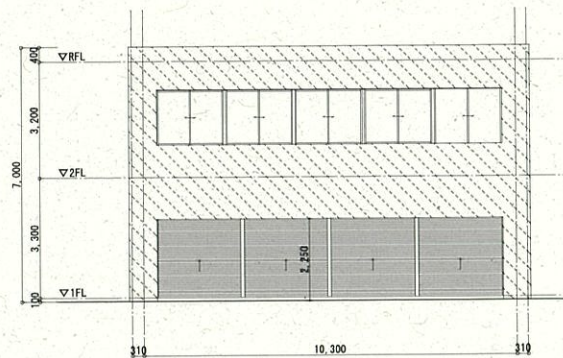


庁舎① 屋根伏図

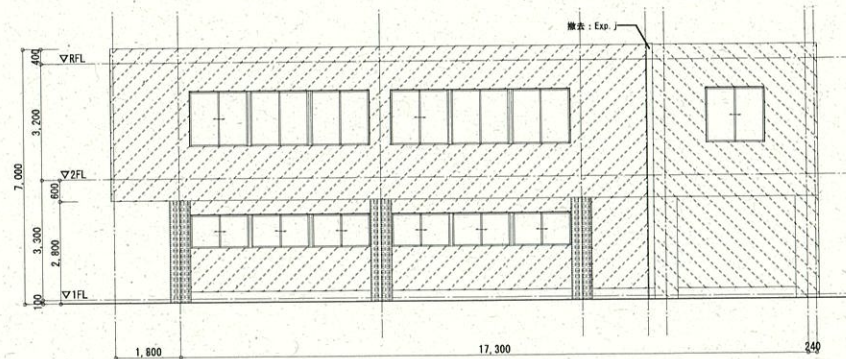
床仕上凡例 (撤去)

F1	移外金コ仕上上げ	F6	コンクリート金コ仕上の上、ビニル床シート
F2	移外下地の上、タイル貼り	F7	コンクリート金コ仕上の上、ビニル床シート
F3	木製東立床組の上、合板t15+量t55	**	撤去建具を示す。
F4	コンクリート金コ仕上の上、塗床		
F5	コンクリート金コ仕上		
特記			

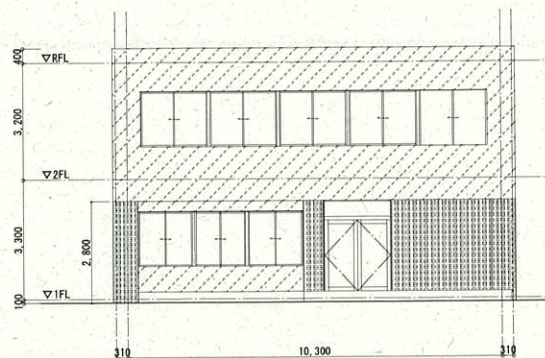
製図	物件名	木曽川水系土地改良調査管理事務所 宮川支所庁舎解体撤去その他	工事設計図	図面番号	28 枚の内 04	株式会社アーキテクトウイング設計事務所
訂正	図名	庁舎(解体)平面図・屋根伏図	縮尺	A2 : 1/100	一級建築士事務所 いー30 第10527号	一級建築士第248095号 山田基弘



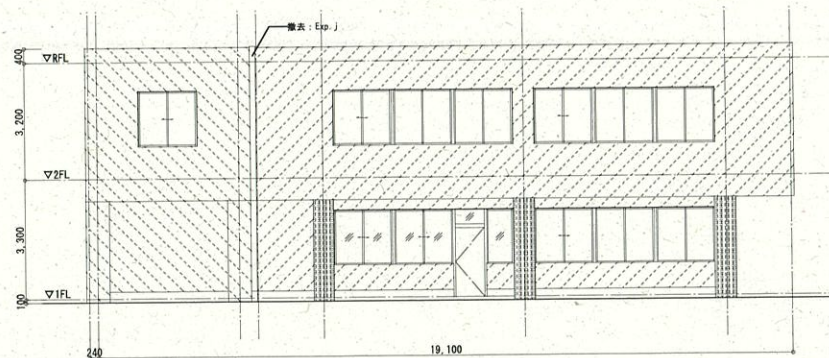
庁舎① 南立面図



庁舎① 西立面図



庁舎① 北立面図



庁舎① 東立面図

撤去: タイルを示す。
 撤去: 可とう系被覆塗材をしめす。
 撤去: 可とう系被覆塗材(石粉含有)をしめす。

特記

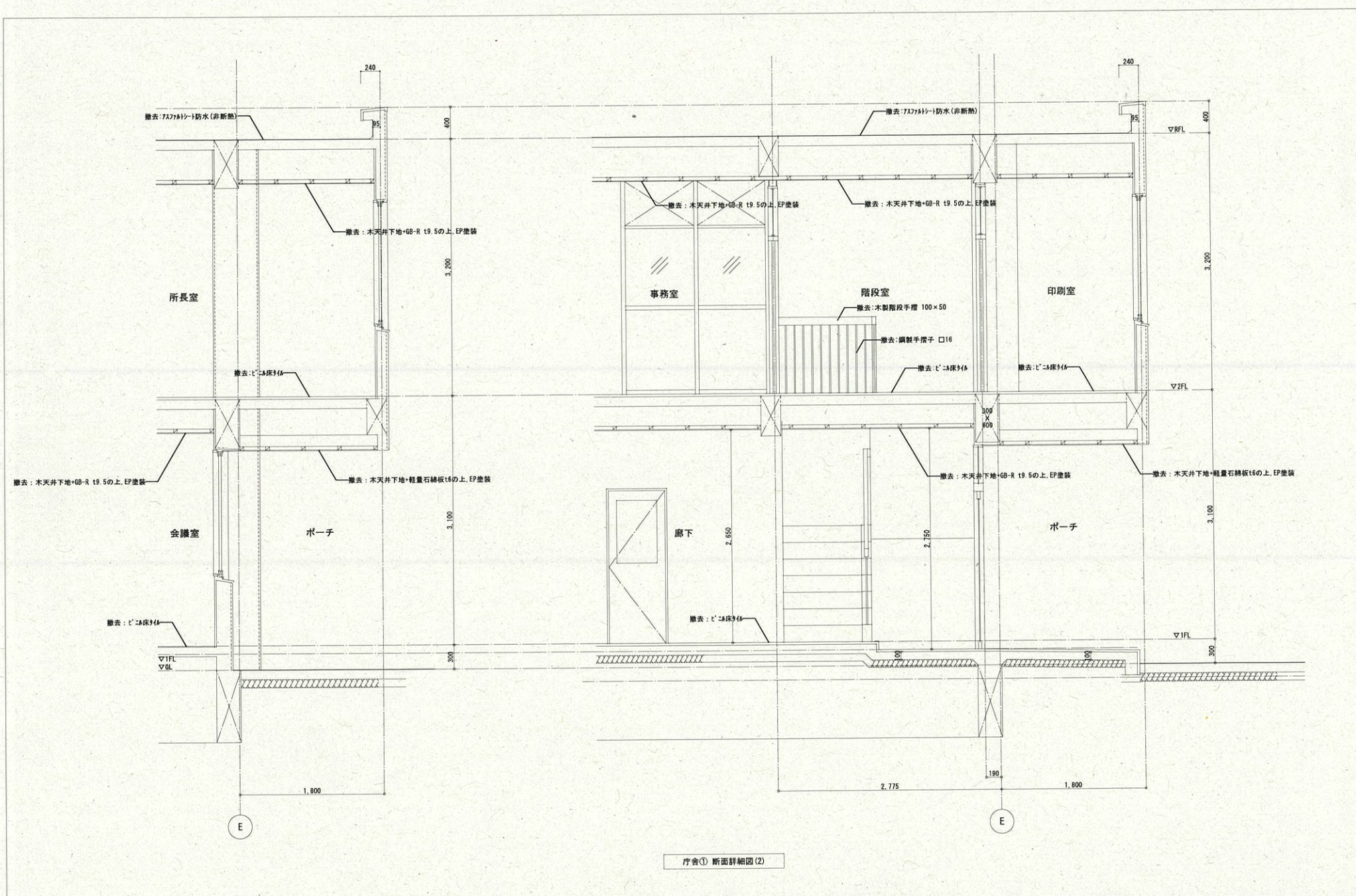
製図
訂正

物件名 木曽川水系土地改良調査管理事務所
 富川支所庁舎解体撤去その他
 図名 庁舎(解体) 立面図

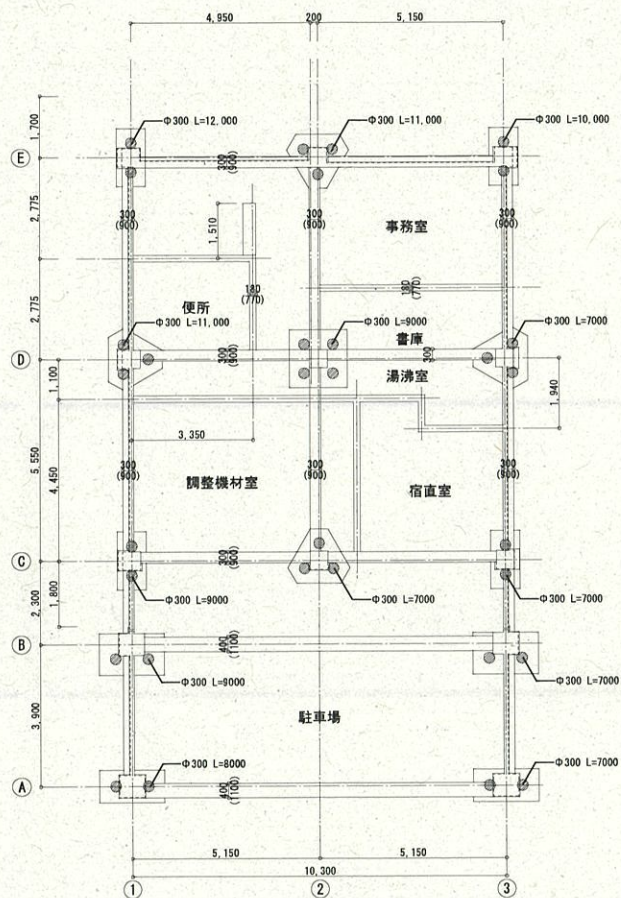
工事設計図

図面番号 (A-05)
 28 枚の内 05
 縮尺 A2: 1/100

株式会社アーキテクトウイング設計事務所
 一級建築士事務所 管理 一級建築士第248095号
 いー30 第10527号 建築士 山田基弘

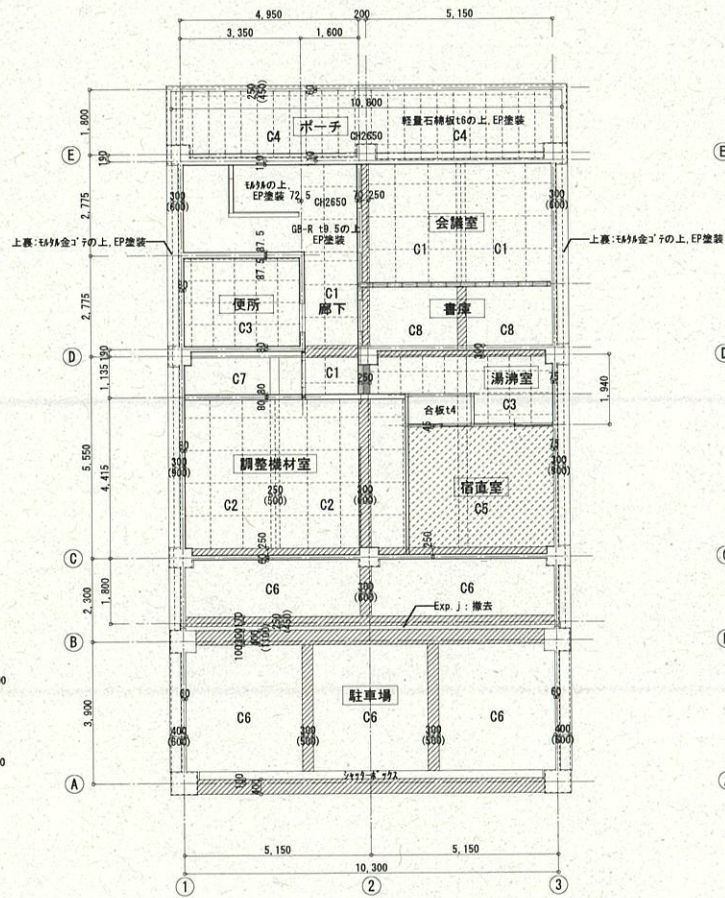


特記	製図 訂正	物件名	木曾川水系土地改良調査管理事務所 富川支所庁舎解体撤去その他	工事設計図	図面番号	(A - 07) 28 枚の内 07		株式会社アーキテクトウイング設計事務所	
		図 名	庁舎(解体) 断面詳細図(2)		縮 尺	A2 : 1/30		一級建築士事務所 い-30 第10527号	管 理 一級建築士第248095号 山田基弘
								建築士	



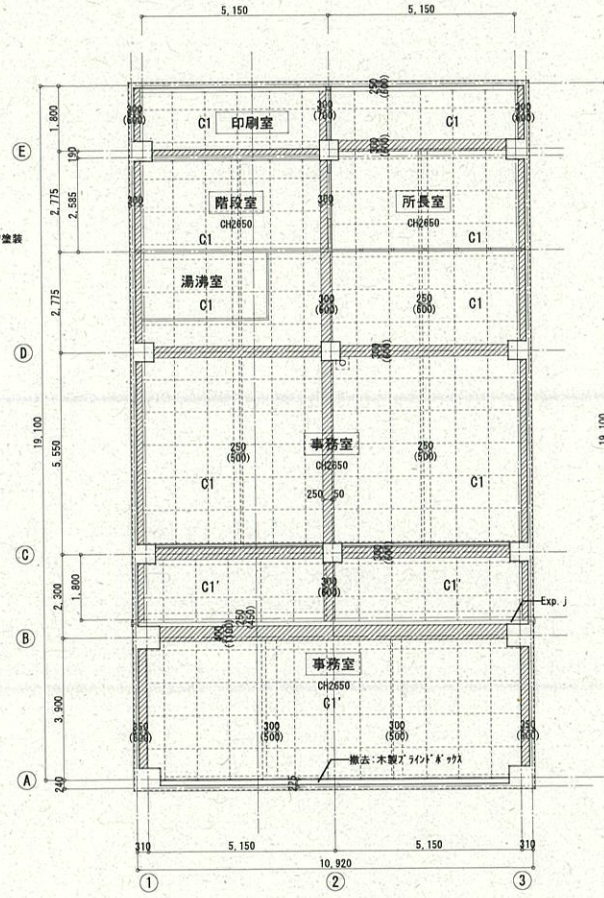
庁舎① 基礎伏図

() 梁質を示す。
● 梁衣: 杭を示す。



庁舎① 1階天井伏図

() 梁質を示す。
/// 梁衣しを示す。



庁舎① 2階天井伏図

() 梁質を示す。
/// 梁衣しを示す。

天井仕上凡例

C1	木天井下地+GB-R t9.5の上, EP塗装	C5	木天井下地+杉桤合板
C1'	軽量鉄骨天井下地+GB-R t9.5の上, EP塗装	C6	木毛板 t25
C2	木天井下地+GB-R t9.5	C7	コンクリート打放し
C3	木天井下地+軽量石綿板 t6(石綿含有)	C8	コンクリート打放し, 白セメント吹付け
C4	木天井下地+軽量石綿板t6の上, EP塗装(石綿含有)		

特記	
----	--

製図 訂正	物件名 木曾川水系土地改良調査管理事務所 富川支所庁舎解体撤去その他	工事設計図	図面番号 28 枚の内 08	株式会社アーキテクトウイング設計事務所
	図名 庁舎(解体) 天井伏図		縮尺 A2: 1/100	一般建築士事務所 い-30 第10527号 管理 建築士 一級建築士第248095号 山田基弘

建具符号	AP1アルミパーティション(欄間オープン)	撤去	AP2アルミパーティション(欄間オープン)	撤去	AP37&3/4in'-パーティション(欄間5&3)	撤去	AP47&3/4in'-パーティション(欄間5&3)	撤去
立面								
位置/数量	1F 設備機材室	1	2F 湯沸室	1	2F 事務室	1	2F 事務室	1
見込/仕上	-	-	-	-	-	-	-	-
枠見込/仕上	60	60	型板5&3, n' 5&3 t4	型板5&3, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4
ガラス	n' 5&3 t4	n' 5&3 t4	型板5&3, n' 5&3 t4	型板5&3, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4
付属金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考	-	-	-	-	-	-	-	-
建具符号	AP57&3/4in'-パーティション(欄間5&3)	撤去	WD1木製親子フック&3/4in' 7	撤去	WD1木製親子フック&3/4in' 7	撤去	WD2木製親子フック&3/4in' 7	撤去
立面								
位置/数量	2F 事務室	1	1F 事務室	1	2F 事務室	1	1F 廊下/2F 事務室	2
見込/仕上	-	40	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装	SOP塗装
枠見込/仕上	60	165	165	165	165	165	105	105
ガラス	5&3/4in' 5&3x13, n' 5&3 t4	F3, F5, 5&3/4in' 5&3x13	F3, F5, 5&3/4in' 5&3x13	F3, F5, 5&3/4in' 5&3x13	F3, F5, 5&3/4in' 5&3x13	5&3/4in' 5&3x13	F3, F5, 5&3/4in' 5&3x13	F3, F5, 5&3/4in' 5&3x13
付属金物	-	-	-	-	-	-	-	-
備考	-	-	-	-	-	-	-	-
建具符号	WD4木製片開きフック&3/4in' 7	撤去	WD5木製片開きフック&3/4in' 7	撤去	WD6木製片開きフック&3/4in' 7	撤去	WD7木製片開きフック&3/4in' 7	撤去
立面								
位置/数量	2F 事務室	1	1F 便所	3	1F 湯沸室	1	1F 事務室	1
見込/仕上	40	SOP塗装	40	SOP塗装	40	SOP塗装	40	SOP塗装
枠見込/仕上	165	SOP塗装	170	SOP塗装	125	SOP塗装	125	SOP塗装
ガラス	5&3/4in' 5&3x13	5&3/4in' 5&3x13	F3, 5&3/4in' 5&3x13	F3, 5&3/4in' 5&3x13	-	-	-	-
付属金物	-	-	-	-	-	-	-	-
備考	-	-	-	-	-	-	-	-
特記								
製図訂正				物 件 名 木曽川水系土地改良調査管理事務所 富川支所庁舎解体撤去その他				工事設計図
				図 名 撤去建具表(2)				図面番号 28 枚の内 10
				縮 尺 A2 : 1/100				株式会社アーキテクトウイング設計事務所 一級建築士事務所 いー30 第10527号
				管 理 一級建築士第248095号 山田基弘				

[illegible]

